

○本庄市スポーツ振興奨励金交付要綱

平成18年3月31日

告示第259号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市スポーツ・レクリエーションの振興に寄与するため、スポーツ競技大会（以下「大会」という。）に出場した市民等に対し、予算の範囲内でスポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる大会)

第2条 奨励金の対象となる大会は、予選等を経た関東大会規模以上で、次に該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は国際的な機関が主催する大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会が主催する大会
- (3) 前号の各協会に加盟する団体が主催する大会
- (4) その他市長が特に認めた大会

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、前条に規定する大会に出場した個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会又は本庄市スポーツ少年団に加盟する団体に所属する者
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- (3) 前2号に掲げる者が所属する団体

2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度が該当となる場合は、奨励金の対象から除くものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の交付額は、別表のとおりとする。

(交付手続等)

第5条 奨励金の交付を受けようとするときは、大会の終了後30日以内に本市スポーツ振興奨励金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大会開催要項又はこれに準ずる書類

(2) 大会出場選手名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の支出が適当と認めたときは、予算の範囲内において奨励金を交付することとする。

(奨励金の交付手続の特例)

第6条 奨励金の交付については、規則第25条の規定に基づき、規則第5条に規定する申請書及び規則第18条第2項に規定する請求書を統合し、規則第8条に規定する通知、規則第15条に規定する実績報告及び規則第16条に規定する確定通知を省略するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成22年11月19日告示第291号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成３０年７月５日告示第２１６号）

この告示は、平成３５年１月１日から施行する。ただし、第２条第２号の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日告示第１５７号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日告示第９６号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日告示第１４８号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

大会規模	交付額（１人当たり）	対象
オリンピック大会又は パラリンピック大会	１００，０００円	大会派遣要項に定められた正 規の選手登録人数とする。ただ し、団体競技の出場の場合は、 １０人を限度とする。
世界選手権大会（オリン ピック・パラリンピック 大会選考大会に限る。）	５０，０００円	
世界選手権大会	３０，０００円	
アジア大会	２０，０００円	
全日本選手権大会、国民 スポーツ大会又は全国 大会	１０，０００円	大会開催要項に定められた正 規の選手登録人数とする。ただ し、団体競技の出場の場合は、 １０人を限度とする。
関東大会規模以上	３，０００円	

備考

- １ 全国大会とは、全国規模をもって開催され、国等が主催する大会をいう。
- ２ 関東大会規模以上とは、東日本大会等の大会をいう。